

## 各種法律相談等における個人情報保護に関する取扱い

### ◎ 各種法律相談カード等の利用目的について

各種法律相談の際に、皆さんに所定事項を記入いただいた上、相談担当弁護士が記入する法律相談カードや弁護士紹介センターを始めとする当会の各種弁護士紹介窓口を利用いただく際に、皆さんが記入される申込書等（以下「相談カード等」といいます）には、皆さんの個人情報が記載されます。当会では、皆さんの個人情報を以下の目的のために利用いたします。いずれの場合でも、弁護士会の個人情報保護に関する諸規則を順守し、取扱いには細心の注意を払っています。

#### 1 相談担当弁護士が法律相談を行うための利用

相談を担当する弁護士が、法律相談を行うために相談カード等を利用します。

皆さんが後日同じ事件や別の事件について相談を希望する場合に、その際に相談を担当する弁護士が法律相談の参考にするために、前に作成した相談カード等を利用することがあります。

#### 2 受任弁護士が参考とするための利用

皆さまの希望により、相談を担当した弁護士が事件を受任する場合や紹介した別の弁護士が事件を受任する場合に、受任弁護士が相談カード等の記載事項を事件処理のために利用することがあります。

#### 3 弁護士紹介及び弁護士への事件配点事務のための利用

皆さまの希望により弁護士を紹介したり、弁護士へ事件を配点するために、相談カード等の内容を利用します。なお、必要に応じて、皆さまの氏名及び住所等の個人を特定する情報を担当弁護士に伝えることがあります。

#### 4 受任契約等のチェック及び会内手続の処理のための利用

皆さまと受任弁護士の契約に際して、弁護士会がその内容をチェックし、会内手続を処理するために弁護士会の担当者が相談カード等を閲覧します。

#### 5 各種法律相談センター及び各種弁護士紹介窓口での事務上の利用

相談カード等から情報を抽出してデータベースを作成し、各種法律相談センターにおける法律相談の実施の内容や継続相談、事件受任の有無について把握し、相談担当弁護士や受任弁護士から報告を受けたり、皆さまや相談担当弁護士からの問い合わせに対応したりする等の事務に利用します（各種弁護士紹介窓口でも同様です）。

また、各種法律相談センター及び各種弁護士紹介窓口の運営改善のために、弁護士会の担当者が相談カード等を閲覧することができます。

さらに、相談カード等から抽出した情報を統計資料の作成をするための基礎資料として利用します。統計資料は、地方公共団体、日本弁護士連合会、その他の弁護士会との協定に基づいて実施する法律相談事業において、これらの団体間で共有することができます。統計資料には、氏名や住所等の個人を特定する情報は記載しません。

#### 6 苦情等への対応のための利用

法律相談、相談担当弁護士、事件受任弁護士に対する苦情、問い合わせその他の申立があつた場合等に、苦情処理その他の申立に対応した手続に相談カード等やその記載の情報を使用することができます。

## ◎ 第三者への提供について

各種法律相談センター及び各種弁護士紹介窓口では、皆さまの承諾がない限り収集した個人情報を第三者に提供しません。

ただし、皆さまの希望により、相談を担当した弁護士が事件を受任する場合や紹介した別の弁護士が事件を受任する場合には、相談カード等の記載事項を受任弁護士に提供します。相談担当弁護士及び受任弁護士は相談センター又は各種弁護士紹介窓口に登録して相談や事件を担当する弁護士であり、個人情報保護法 27 条 5 項 3 号の個人情報の特定共同利用者となります。

なお、弁護士は皆さまの秘密を守る法律上の義務を負っています（弁護士法 23 条）。したがって、相談カード等の個人情報を受領した弁護士が正当な理由なく第三者にその情報を漏洩することは厳しく禁じられています。

## ◎ 弁護士会の個人情報保護管理責任者

東京弁護士会が保有する個人情報の保護管理責任者は、事務局長です。

## ◎ 相談カード等記載の個人情報については、まず相談又は紹介を受け付けた窓口にお問い合わせください。